

2 埼玉西部消防局(埼玉県)の事例

2 埼玉西部消防局の事例

①広域化対象地域の地勢・概要	19
②広域化実現までの手順の概要	21
③協議会設置までの手順	22
④協議会の事務の流れ	23
⑤広域消防運営計画作成に向けた具体的な協議事項	25
⑥新体制へ移行するまでの具体的な手続き	27
⑦広域化による具体的なメリット	28
⑧新体制移行後の課題等	31

1 広域化対象地域の地勢・概要

埼玉西部消防組合管内は、埼玉県の南西部に位置し、東西に約 42 km、南北に約 18 km、面積は 406.43 km²で、管内人口はおよそ 78 万 8 千人、東京都心から 50 km 圏に位置しており、外秩父（そとちちぶ）山地から高麗・加治・狭山などの丘陵を経て、武蔵野台地へと続く豊かな自然に恵まれた地域である。

埼玉西部消防組合は、所沢市、飯能市、狭山市、入間市及び日高市の 5 市で構成され、常備消防に関する事務や火薬類取締法等に基づく事務を共同処理するために、平成 25 年 4 月 1 日に設立した一部事務組合である。

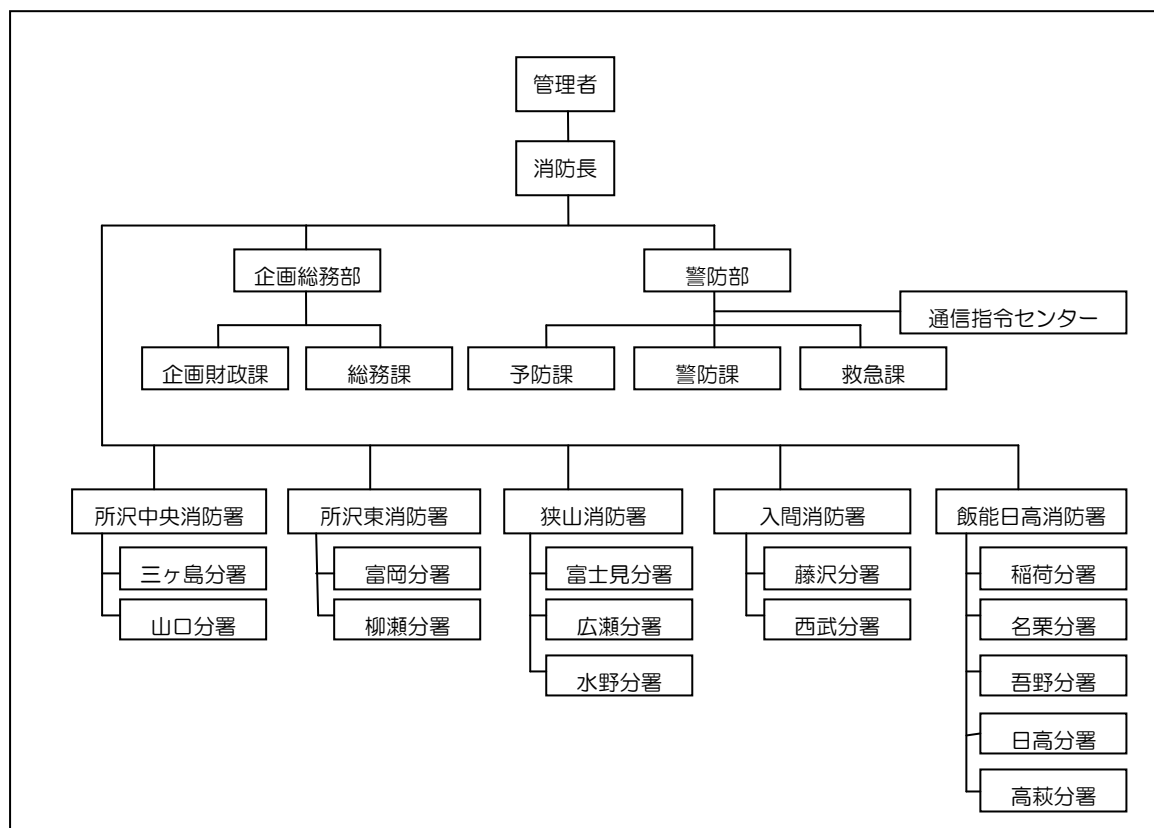


平成 25 年 4 月 1 日現在

	面積 (km ²)	人口 (人)
所 沢 市	71.99	343,020
狭 山 市	49.04	155,237
入 間 市	44.74	150,077
飯 能 市	193.18	81,619
日 高 市	47.48	57,626
計	406.43	787,579

【埼玉西部消防組合の概要】

- ・ 消防本部名 埼玉西部消防局
- ・ 所 在 地 埼玉県所沢市けやき台一丁目１３番地の１
- ・ 人 員 職員数８６１名（条例定数８７７名）
- ・ 組 織



・ 保有車両台数

車両種別	台 数	車両種別	台 数
消防ポンプ車	２０	指揮車	５
水槽付消防ポンプ車	１２	指令車	６
水槽車	２	査察車	１１
はしご車	７	支援車	１
屈折はしご車	１	機材車	２
化学消防車	６	積載車	１９
救助工作車	５	マイクロバス	２
電源・照明車	１	起震車	１
高規格救急車	２５	連絡車	２８

2 広域実現までの手順の概要

(1) 広域化の背景

当初、平成9年度に所沢市、狭山市及び入間市の3市による「広域消防連絡協議会」を設置し、組織的な交流を図りながら消防の広域化の研究を行っていたが、平成18年の消防組織法の一部改正に伴い、平成20年3月に「埼玉県消防広域化推進計画」により、広域化対象市町村の組合せとして、所沢市、飯能市、狭山市、入間市及び日高市の5市が埼玉県消防広域化第4ブロックとして示された。

これを踏まえ、5市の消防広域化によるスケールメリットを活かした、住民サービスの向上や行財政運営の効率化と基盤の強化を図れるか検証するため、平成22年1月に「埼玉県消防広域化第4ブロック協議会」を設立し協議を進めた。

(2) 広域化の検討経緯

平成21年

1月19日～ 「埼玉県消防広域化第4ブロック連絡会議」を開催し、構成消防本部間の調整を図る

3月27日 「埼玉県消防広域化第4ブロック市長会議」を開催し消防の広域化の検討について基本合意を得る

7月31日 「埼玉県消防広域化第4ブロックの消防広域化検討組織の設置等に関する協定」の締結

10月 1日 事務局を設置（所沢市消防本部広域消防課）5名体制

平成22年

1月21日 「埼玉県消防広域化第4ブロック協議会の設置に関する協定」の締結

2月15日 「埼玉県消防広域化第4ブロック協議会」を設立し協議開始

8月11日 「埼玉県消防広域化第4ブロック構成市における消防の現状と課題」を作成

平成23年

5月 9日 「検討事項の中間報告書」を作成

8月24日 「広域消防運営計画」「経費検証メリット課題検証」「資料集」により、埼玉県消防広域化第4ブロック協議会にて、広域化の検証を行い広域化について合意

12月 構成市市議会、定例会において「埼玉西部消防組合規約」の議案を上程、それぞれの市議会において可決

平成24年

1月～ 埼玉西部消防組合設立準備組織を設立し、組合設立に向けた調整を図る

3月29日 埼玉県知事から埼玉西部消防組合設立許可書交付

4月 1日 事務局（所沢市消防本部広域消防課）の増員14名体制

平成25年

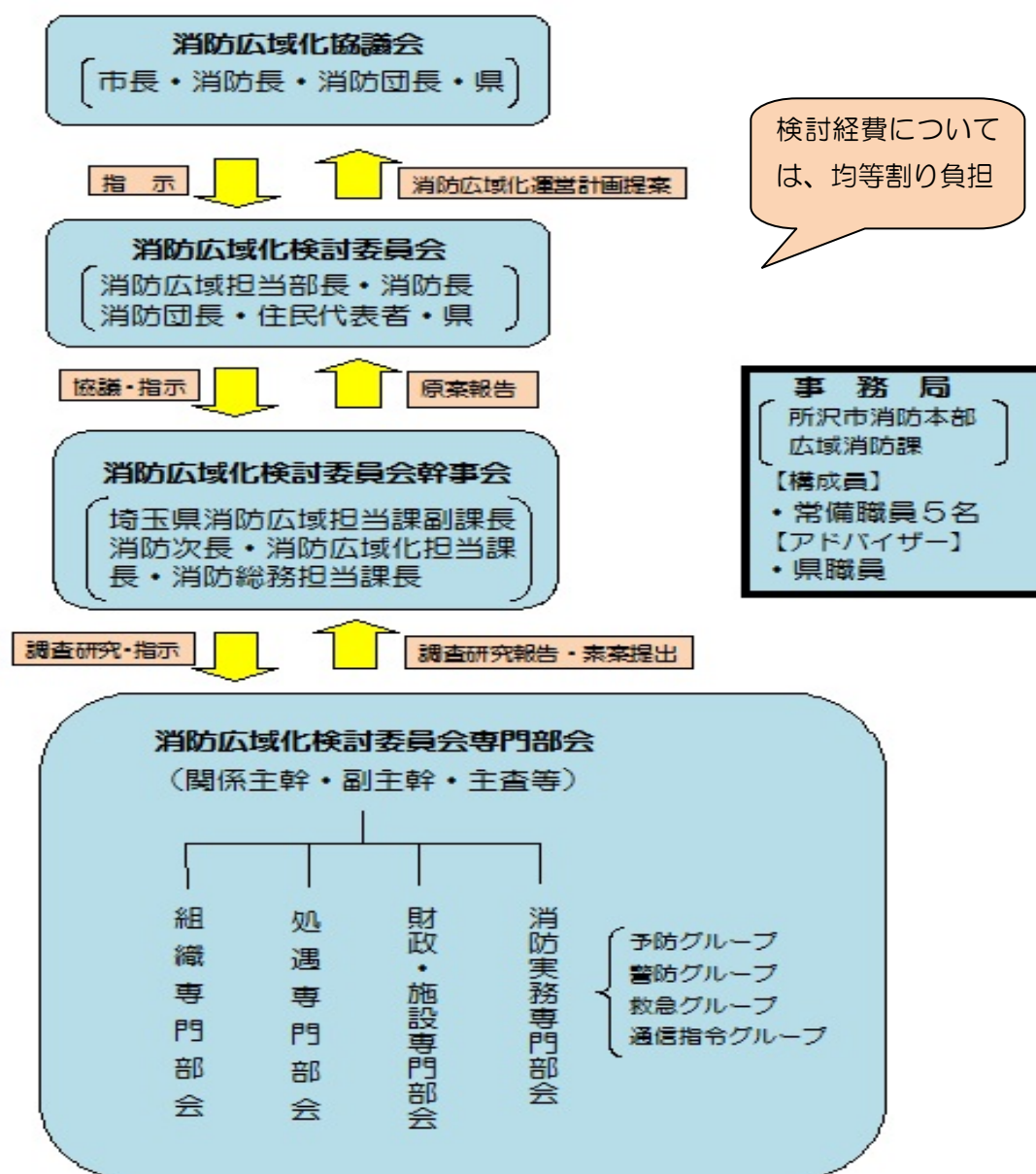
4月1日 埼玉西部消防組合設立

3 協議会設置までの手順

消防の広域化のスケールメリットは理解していたが、安易な検証で広域化を決定するのではなく、消防広域化の将来ビジョンを示し、単独消防と広域化した消防との比較する資料を作成し広域化の判断を行うことにした。そのためには検討事項が多岐に亘るため、検討組織である任意の協議会を設置することとした。

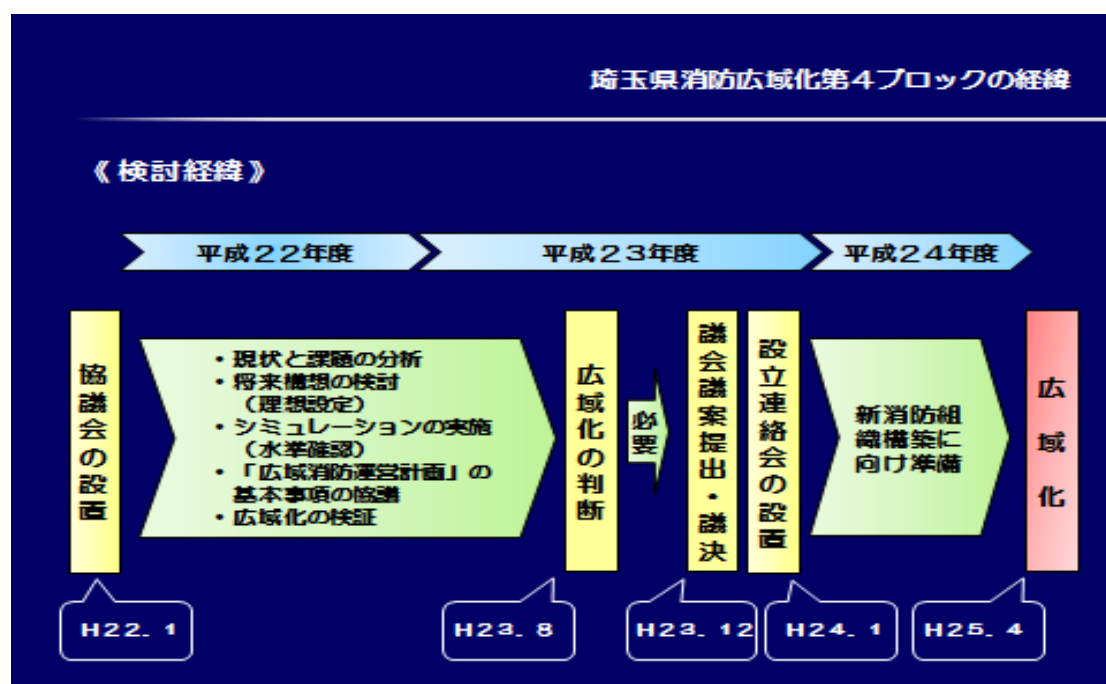
協議会を設立するにあたり、構成消防本部の広域担当課長、次長職及び埼玉県の推進計画に基づく広域のため、県の職員を委員とする「連絡会議」を開催し、協議会規約、組織体系、事務局の体制を協議し、協議結果を構成市の市長、企画担当部長、消防長の会議にて承認を得て「埼玉県消防広域化第4ブロックの消防広域化検討組織の設置等に関する協定」を締結「埼玉県消防広域化第4ブロック協議会」を設置した。

○協議会の組織（体系図・構成、事務局の体制、経費負担割）



4 協議会の事務の流れ

協議会の設立までには、広域化の検討経緯を見て頂くように約1年間の準備を要し、主に協議会の組織体制や事務局体制、協議会の運営経費や負担割の調整に時間を要した。更に、広域消防運営計画等の協議期間に約1年8ヶ月間を要し、広域化の合意から埼玉西部消防組合規約の構成市の議会での議決までの準備として、約4ヶ月間更に新組織への移行期間の準備として、約1年3ヶ月間を要した。



【協議の進め方】

実質の検討は、協議会の下部組織である各専門部会にて行い、「検討における基本方針」や「確認事項」を定め検討を進めた。

○ 専門部会の設置

各市、各消防本部から選出された関係職員で組織された、次の4つの部会を設置し、専門的事項の調査及び研究を行った。

- (1) 組織専門部会・・・広域組織の形態、消防本部・署の機構、勤務形態等の専門的な調査研究。
- (2) 処遇専門部会・・・職員の身分・給与、各種手当等の調整等の専門的な調査研究。
- (3) 財政・施設専門部会・・・広域化に伴う財政負担の割合、財政計画、予算編成、財産の取扱い等の専門的な調査研究。
- (4) 消防実務専門部会・・・部会は予防・警防・救急・通信指令の4つの作業グループに分かれ、それぞれの分野において専門的な調査研究。

- 作業グループの設置
専門部会は所掌する事業をより効率的に検討するため、作業グループを設置。
- 部会長、副部会長及びグループリーダーの選出
各部会に部会長及び副部会長をそれぞれ 1 名選出。部会長及び副部会長は、検討が十分に行えるように、事務局と常に連絡を取り合い部会の運営を行った。
作業グループの設置時、リーダー及びサブリーダーを選出し専門部会と同様に、より効率的な運営を行った。
- 会議の開催方法
会議は部会長が事務局と調整し招集して開催。会議場所、会議時間、回数等については特に定めなかった。
- 検討における基本方針
検討にあたっては、次のことを基本に十分な検討をお願いした。
 - (1)会議の運営にあたっては、以下の事項を遵守。
 - ・ 公平性を確保すること。
 - ・ 透明性を確保すること。
 - ・ 効率性を重視すること。
 - ・ 資料等を十分に活かすこと。
 - ・ 必ず結論を導き出すこと。
 - (2)各項目の具体的検討にあたっては、以下の事項を重視。
 - ・ 消防の目的、任務、課題を再確認すること。
 - ・ 住民福祉を最優先とすること。
 - ・ 消防行政サービスの向上を目指すこと。
 - ・ 費用対効果の視点を考慮すること。
 - ・ 広域後の組織、管内状況をイメージすること。
 - ・ 消防の将来像を見据えた検討を行うこと。
 - ・ 構成市の財政状況等に十分配慮すること。
 - (3)検討結果の報告にあたっては、以下の事項に注意。
 - ・ 具体性があること。
 - ・ 客観性があること。
 - ・ 検討のプロセスを明確にすること。
 - ・ 将来にわたり調整等が必要な事項については、方向性を明記すること。
- 第4ブロック広域再編に係る確認事項
第4ブロックの広域再編にあたっては、消防力の充実・強化を基本として、更なる消防行政サービスの向上と様々な課題への対応を図り、より安全で安心な市民生活を提供するため検討を進めた。
 - ・ 今回の広域再編については、4消防本部の常備消防組織である消防本部、消防署及び分署を対象とする。
 - ・ 各消防本部の機能を集約再編することにより、共通の課題である署所の配置

人員を強化できる組織づくりを進める。

- 組織内の連絡体制と市民の利便性等に配慮しつつ、消防本部と消防署における事務事業の分担をより明確にする。
- 各署所施設については、現在の配置、規模が広域再編後においても、それぞれの地域に必要と考えられることから、現況のまま広域体制に移行する。
- 新たな拠点施設（消防本部や分署など）の整備については、将来的課題とし、十分な検討を踏まえて計画する。
- 消防ポンプ車などの第一線車両については現行体制を維持し、特殊車両等については削減も視野に入れて検討を行う。
- 消防団にかかる事務については、これまでの良好な関係を維持するよう努め、消防団の運営や災害現場活動等において支障を来たすことがないよう配慮する。
- 広域再編に伴う経費については、費用対効果の視点と、事業の優先順位等について十分に検討し積算する。

専門部会の全体説明会



5 広域消防運営計画作成に向けた具体的な協議事項

広域消防運営計画については、広域化の検証資料として作成をしたものであり、広域後の将来ビジョンを示すためや経費を検証するために詳細な協議を行い作成した。

(1) 広域化の方式及びスケジュール

今回の広域再編については、その目的が構成5市の消防組織体制の整備や機能の充実であることから、事務の一部を共同処理する一部事務組合方式を採用した。別紙スケジュール表のとおり。

(2) 組織

消防本部の組織は、構成4消防本部で行っている本部部門を1消防本部に集約し、企画財政課、総務課、予防課、警防課、救急課及び指令課の6課を置くこととした。また、消防署及び分署については、広域前と同様5署14分署を置くとともに、各消防署に庶務及び予防事務等処理するため消防管理課、予防指導課を置いた。

災害出場においては、行政区にとらわれない出場区域とし、災害現場に早く到着できる直近方式により対応し、通常業務（調査・訓練・市民指導等）については、広域前の管轄区域を当分の間継続することとした。

(3) 職員の処遇

広域前の職員給与については、給料表やその運用、各種手当及び昇任昇格の基準等が異なり、広域再編時、完全に是正を図ることは困難であった。

広域再編時の給料においては、広域直前に支給されている各職員の級号給及び給料月額をベースとして、広域組織の新給料表の級に対する職務を統一することとしたが、その際「同額又は直近上位」の級号給に位置付けることを原則に切り替えるものとし、調整が必要な場合は個別に対応した。

なお、広域再編前、現給保障を受けている場合は、広域再編後、当該給料月額を保障するものとした。また、各種手当のうち、管理職手当と地域手当については、構成市間で格差があるため、広域再編時は従前の支給額（割合）とし、広域後給料の格差是正を図りながら、原資内を原則に統一を図ることとし、その他の手当については広域再編時統一した。

(4) 施設整備

本部庁舎は、交通の利便性、職員数及び災害発生状況並びに通信指令センターの配置要件等を考慮し、旧所沢市消防本部庁舎とし、広域消防本部を収容するにあたり建物の一部改修等必要な整備を行った。

既存施設の建替え等を含む大規模改修の計画については、現時点での調整は極めて難しく、構成市の財政状況、社会情勢等を見据えて消防力の強化・均等化を目的とした消防署所の新設、統合、改修等は、現在策定中の「埼玉西部消防組合総合計画」による施設整備計画を策定し整備を行っていく予定である。

(5) 経費負担等

経費の負担割合は、消防費に係る基準財政需要額の割合を基本とし、広域再編後の5市における消防費の急激な増大を避けるため以下の方策を示すとともに、事業内容によっては、構成市で協議した負担割合とした。

- ・広域再編当初は、構成市の実質負担額（常備消防費のうち投資的経費等を除く平成23年度当初予算）の比率により負担することとし、構成市の財政状況を踏まえ調整を図りつつ、消防費に係る基準財政需要額の割合へ5年をかけ移行するものとした。

- ・立上げ経費（情報システムの整備、消防施設・車両等名称表示変更、被服等の統一に掛かる経費）、消防庁舎（敷地を含む。）、消防車両・資機材、その他消防に要する設備に要する経費等の負担方法は、消防費に係る基準財政需要額の割合とし、通信指令システムの整備及び消防救急無線のデジタル化整備については、各消防本部が単独整備を行った場合の比率による割合とした。

(6) 消防団等との連携確保

消防本部との連携が不可欠であるという消防団業務の特殊性から、広域前は、消防団に係る事務は5市とも消防本部が執行していた。

今回の広域再編は、常備消防組織を対象としていることから、消防団については、各市長の管理とし、事務の執行にあたり市長部局と消防本部の相互間における職員派遣等の調整を図り、全ての事務に消防署が係り、広域前と同様な関係を図り連絡調整を密にし、研修や訓練等を通じて協力体制を維持することとした。

(7) 防災・国民保護担当部局との連携確保

自然災害やテロ、武力攻撃等の有事の際には、構成市の防災・国民保護担当部局との連絡方法を確立し、消防本部から防災会議、国民保護協議会等の構成員として参画し連携を確保することとした。

6 新体制へ移行するまでの具体的な手続き

(1) 一部事務組合の設立手続

構成消防本部は単独消防本部（所沢市・狭山市・入間市）と一部事務組合（消防・斎場事務の飯能市・日高市）との広域再編であり、既存の消防組合に3市が入る協議を行っていたが、大きな規模の消防であるため、消防事務のみを共同処理する組合を新たに設置することとした。

協議会では、構成市の広域化の合意を得たため、埼玉西部消防組規約（案）を策定し、構成市全ての議会において組規約の議決並びに飯能市、日高市については、既存の一部事務組合の規約改正（消防事務を削除）の議決後、埼玉県知事へ埼玉西部消防組合設立許可申請を行い、設立許可を受けた。

なお、議会への議案提出の前には、住民への周知として、構成市ごとに消防広域化の住民説明会を行い、更に各消防本部のイベントにはパンフレットを配布、構成市ホームページでは協議中も適宜協議の進捗状況の掲載を行っていた。

また、組規約についてのパブリックコメントも実施した。

(2) 新組織への設立準備

構成市議会の議決後、新組織への準備を約1年3ヶ月間で行うため、事務局（所沢市消防本部広域消防課）職員を増員し、準備組織を設置し業務を進めた。

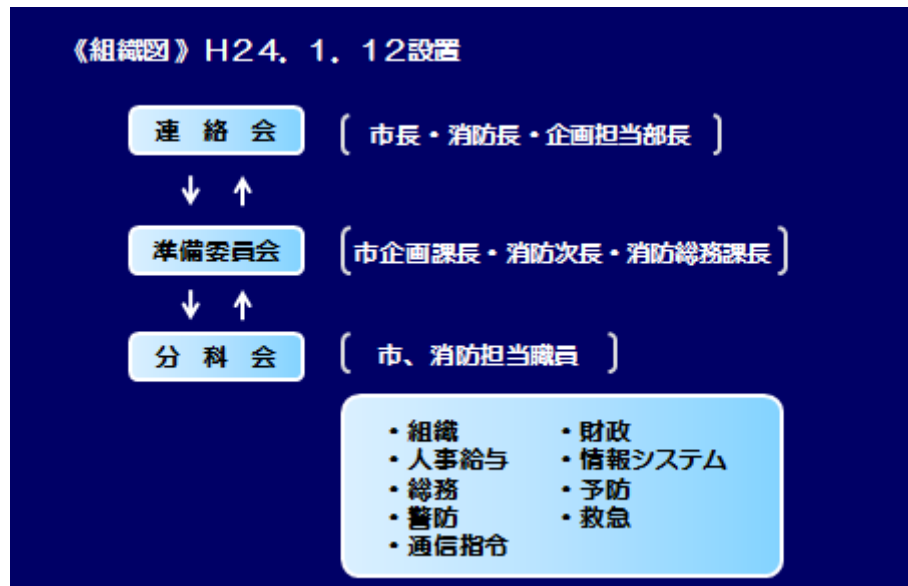
また、平成24年度予算には、構成市負担金により所沢市の一般会計（消防広域化事業費）にて、立上げ経費等を計上し平成25年度新組織の運営に必要な予算を確保した。

○ 事務局（所沢市消防本部広域消防課）

事務局は当初、所沢市消防本部2名、狭山市消防本部1名、入間市消防本部1名、埼玉西部広域消防本部1名の5名で事務を行っていた。新組織設立に伴う事務処理や調整が多岐に亘るため、事務局職員に構成市の専門職5名（人事・給与・財政・議会・法規）の派遣をお願いするとともに、構成消防本部から1名ずつの増員（4名）を行い、事務局を14名体制とした。

○ 準備組織

協議会とは別に、埼玉西部消防組合の設立準備組織を設置し新体制の準備を進めた。



各分科会が実質の調整作業を行い、協議会で決定されて事項の細部についての調整や条例・規則・要綱等の策定、平成25年度予算編成、人事給与、処遇、組織、情報システムの構築等を行った。

○ 職員の身分の移管

構成消防本部職員の身分を広域消防組織に全て引き継ぐこととし、その際当該職員が属する市及び事務組合において広域消防組織設立の前日付けで退職し、広域消防組織設立日付けで、埼玉西部消防組合職員として採用した。

身分の切り替えに際しては、職員に不安を与えないように、その心情に十分配慮し各職員には、予め諸条件を明示しておき、辞令の交付については、退職時には各市及び事務組合の取扱いによるものとし、採用時には採用辞令を交付しました。4消防本部の職員は、それぞれの昇任制度で付与された現状の階級をそのまま引き継ぐものとし、階級到達や経験年数において、特に調整の必要があると認められる場合は別途調整を行った。

7 広域化による具体的なメリット

(1) 消防体制の強化

【出場体制】

災害活動現場においては、初期の段階でいかに多くの消防力（人員・車両）を投入できるかが、被害の軽減に大きく影響する。特に大規模災害においては、消防力が劣勢にならないように部隊の追加投入等の体制を取ることが必要となる。

広域前の出場体制では、4消防本部の保有部隊数により第1 出場隊の数が異なっているが、広域化により統一化が図れ、初動体制を強化することができた。また、近隣消防本部への応援出場要請については、各市で締結する応援協定に基づき実施していたが、広域化後は事案が発生してから出場を依頼するのではなく、事案を覚知した段階で直ちに災害規模に応じた多くの車両を第1 出場、または特命出場させることができるようになった。

普通建物火災出場体制

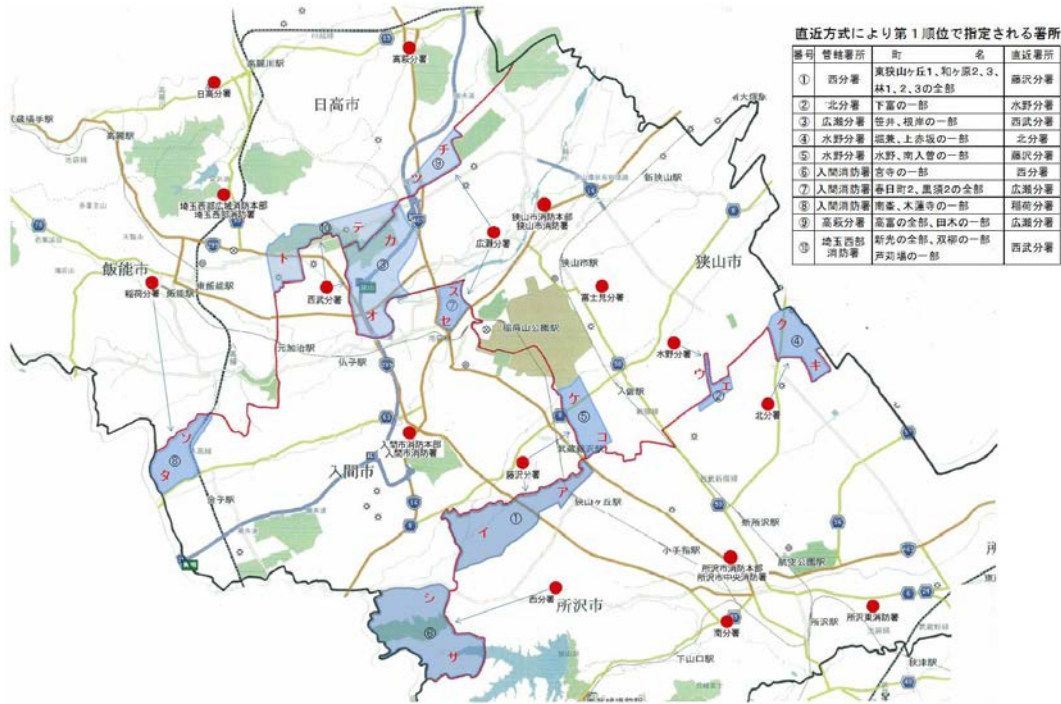
各消防本部は平成24年4月1日現在

	所沢市	狭山市	入間市	埼玉西広域	広域後
第1 出場隊数	5 台	4 台	4 台	3 台	9 台
第2 出場隊数	4 台	3 台	2 台	2 台	6 台
第3 出場隊数	3 台			2 台	4 台
合 計 (保有台数)	12 台 (12 台)	7 台 (9 台)	6 台 (6 台)	7 台 (10 台)	19 台 (36 台)

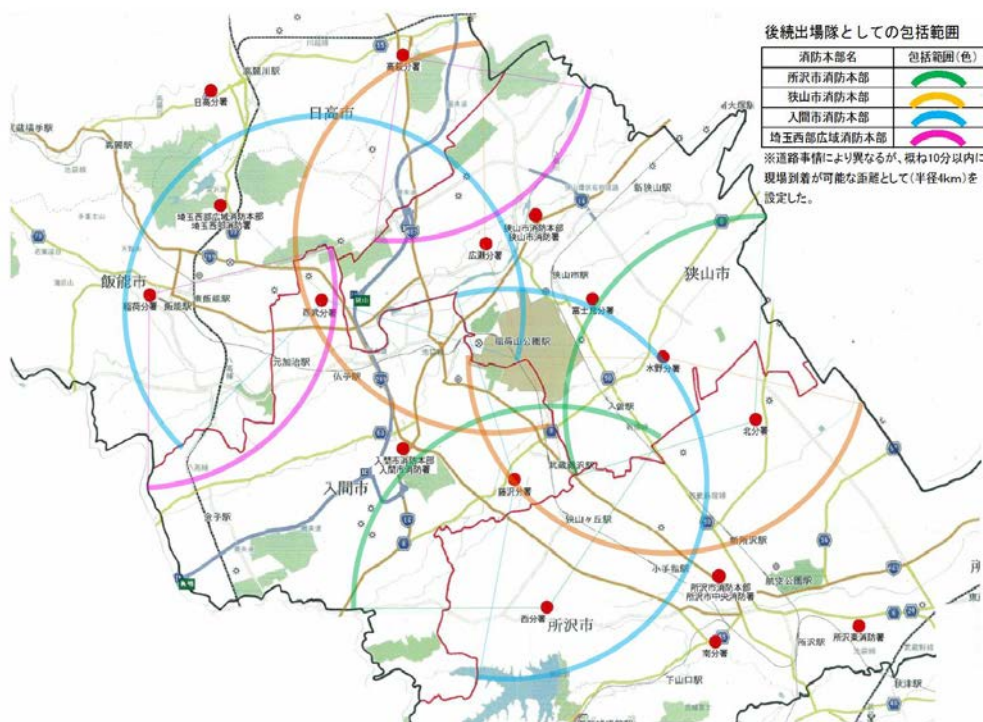
※放水可能車両の出場体制

【到着時間の短縮】

広域化により、第1 到着隊をはじめ、第2、第3の到着隊の集結時間（包囲態勢）の短縮が図れた。具体的に短縮された主な地域は次のとおりとなる。



- ・ 後続隊が、概ね 10 分以内で到着できる範囲（半径 4km）



【現場活動要員の増強】

広域化により一つの消防本部となり全体の職員数が増加することにより、消防本部事務や通信指令業務の効率化で生じた職員58人を現場活動要員として増員した。また、各署所への配置人員の増加により人員を確保することができ、研修に派遣する環境が整備され、併せて労務管理の向上が図れた。

【高度の装備・資機材の整備】

今回の広域にあわせ高度救助隊の発足や各消防本部で配備していた水槽車、電源・照明車、支援車、起震車等が1消防本部の保有となり活用できること、更に消防力の整備指針よりも強化配備されている特殊車両（はしご車・化学消防車等）の適正配置による削減で、重複投資の回避（効率化）が図れ、単独では整備できなかった特殊車両について、広域化を行ったことで少ない投資（負担）で整備（運用）することが可能となり、そのスケールメリットは大きいと考える。

(2) 財政効果

【消防車両の効率化】

保有する特殊車両（はしご車、化学車）の配置台数や消防車両の更新期間の見直しにより、10年間で約3億5600万円の削減が可能である。

【消防救急デジタル無線整備費】

単独での整備費を試算すると合計約17億4千万円であり、広域による整備費は、約13億円での整備が可能であるため、約4億4千万円の削減が図れる。

（平成26年・27年度で整備予定）

8 新体制移行後の課題等

広域化により、組合議会の運営・会計事務（出納、監査）等の新たな事務を行うことになり、業務が繁雑となっている。また、構成市からの派遣職員によって業務を進めていることは否めない。今後は専門職員の育成も視野に入れた人事異動も考慮していく必要がある。

また、今回の広域化では署所の適正配置の検討は行なっていないため、現状では消防署所が近接している地域が存在することは否定できず、一般的に建て替えが必要な時期となっている署所も存在することから、長期的な視点から、地域住民の理解を得たうえで署所配置の見直しを行い、新設署所等の適正配置の検討を進める。

この様なことから、現在「埼玉西部消防組合総合計画」を策定し、より良い組織として業務を進めて行きたいと考えている。

